

光峰苑 利用料金一覧

平成30年4月1日より

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 〔介護保険一部負担金〕	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	第1段階	557	36	4	8	13	618	0	300	918	27,540
	第2段階	557	36	4	8	13		370	390	1,378	41,340
	第3段階	557	36	4	8	13		370	650	1,638	49,140
	第4段階	557	36	4	8	13		840	1,380	2,838	85,140
要介護2	第1段階	625	36	4	8	13	686	0	300	986	29,580
	第2段階	625	36	4	8	13		370	390	1,446	43,380
	第3段階	625	36	4	8	13		370	650	1,706	51,180
	第4段階	625	36	4	8	13		840	1,380	2,906	87,180
要介護3	第1段階	695	36	4	8	13	756	0	300	1,056	31,680
	第2段階	695	36	4	8	13		370	390	1,516	45,480
	第3段階	695	36	4	8	13		370	650	1,776	53,280
	第4段階	695	36	4	8	13		840	1,380	2,976	89,280
要介護4	第1段階	763	36	4	8	13	824	0	300	1,124	33,720
	第2段階	763	36	4	8	13		370	390	1,584	47,520
	第3段階	763	36	4	8	13		370	650	1,844	55,320
	第4段階	763	36	4	8	13		840	1,380	3,044	91,320
要介護5	第1段階	829	36	4	8	13	890	0	300	1,190	35,700
	第2段階	829	36	4	8	13		370	390	1,650	49,500
	第3段階	829	36	4	8	13		370	650	1,910	57,300
	第4段階	829	36	4	8	13		840	1,380	3,110	93,300

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、8.3%が加算されます。

Ⅰ) 要介護5 の場合： $890 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,216 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) 市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記(第1～3段階)以外の方

光峰苑 利用料金一覧

平成30年4月1日より

第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ (1日)	日常生活継続支援加算 (1日)	看護体制加算Ⅰ-口 (1日)	看護体制加算Ⅱ-口 (1日)	夜勤職員配置加算Ⅰ-口 (1日)	合計 〔介護保険一部負担金〕 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1日)	合計 (1日)	合計 (30日)	
										(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	557	36	4	8	13	618	840	1,380	2,838	85,140
	2割負担	1,114	72	8	16	26	1,236	840	1,380	3,456	103,680
要介護2	1割負担	625	36	4	8	13	686	840	1,380	2,906	87,180
	2割負担	1,250	72	8	16	26	1,372	840	1,380	3,592	107,760
要介護3	1割負担	695	36	4	8	13	756	840	1,380	2,976	89,280
	2割負担	1,390	72	8	16	26	1,512	840	1,380	3,732	111,960
要介護4	1割負担	763	36	4	8	13	824	840	1,380	3,044	91,320
	2割負担	1,526	72	8	16	26	1,648	840	1,380	3,868	116,040
要介護5	1割負担	829	36	4	8	13	890	840	1,380	3,110	93,300
	2割負担	1,658	72	8	16	26	1,780	840	1,380	4,000	120,000

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、8.3%が加算されます。

Ⅰ) 要介護5 の場合： $890 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,216 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) 市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記(第1～3段階)以外の方